

計画策定にあたって



計画策定の背景・趣旨

子ども・子育て支援が質・量ともに不足していること、子育ての孤立感や負担感が増加していることなどを背景とし、新たな取り組みとして平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が制定されました。

この「子ども・子育て関連3法」に基づき、平成27年に「子ども・子育て支援新制度」が施行されます。新制度においては、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供や、待機児童の解消、地域での子ども・子育て支援の充実を図ることとしています。

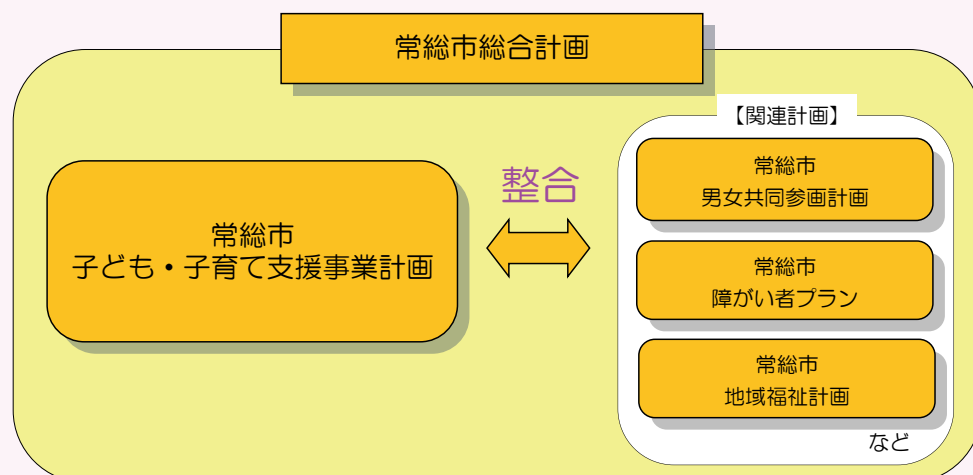
このような流れを受け、市においても、第一義的には「子どもは親、保護者が育むことが基本」としながらも、地域をあげて社会全体で子ども・子育てを支援する、新しい支えあいの仕組みを構築する必要があります。

「常総市次世代育成支援対策行動計画」が平成26年度に最終年度を迎え、また、次世代育成支援対策推進法が10年間延長となったことから、市内の子ども・子育て支援に関するこれまでの取り組みの成果を引き継ぎつつ、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画と子ども・子育て支援法に基づく計画を一体のものとして、新たに「常総市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

計画の位置づけと期間

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に規定される計画で、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及び実施時期や、業務の円滑な実施に関する内容を定める「子ども・子育て支援事業計画」にあたるもので、平成27年度から平成31年度の5年間に計画期間とします。

本計画は、上位計画である「常総市総合計画（平成20年度～平成29年度）」をはじめ、「常総市男女共同参画計画」、「常総市障がい者プラン」など関連計画等との連携・整合を図っていきます。



計画の基本的な考え方



計画の基本理念

子育て支援において、実際に教育・保育サービスを受けるのは子どもたちです。子どもたちの視点に立ち、「子どもの最善の利益」を実現することは子育て支援において必要不可欠なものです。すべての子どもが安心して健やかに成長できるよう、質の高い教育・保育サービスの提供を推進していく必要があります。

その一方で、子育ては本来、保護者の第一義的な責任のもと、家庭で行われるものです。子育て支援は保護者の子育てを肩代わりするものではなく、保護者の不安や負担感をやわらげるためのものです。近年では核家族化や地域のつながりの希薄化などにより、子育てにおける孤立感や負担感は増加しています。そうした保護者の孤立感や負担感をやわらげ、子どもの成長を楽しみながら、子育てに喜びや生きがいを感じられるよう、保護者に対して切れ目のない支援を行うことが重要です。

また、共働き家庭の増加、ひとり親家庭の増加など、家庭環境が多様化した今日において、様々な子育てニーズに対応するためには、行政のみならず多様な主体の力が必要となります。地域住民と行政が一体となって多様な子育て支援を行うことで、保護者が安心して子育てができる環境を整えることが求められています。

以上を踏まえ、本計画では「未来にはばたけ！常総の子どもたち」を基本理念とし、常総市で育った子どもたちが、常総市で生活することの喜びを享受しながら、次世代の親となり、自身も常総市で子育てをしていきたいと思えるような環境づくりを目指していきます。

基本
理念

未来にはばたけ！常総の子どもたち

計画の基本的な視点

(1) 質の高い教育・保育事業の提供を目指します。

教育・保育のニーズに対して質の高いサービスを提供し、充実した子育て環境の整備を目指します。

(2) 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援を目指します。

結婚・妊娠・出産・育児の各段階において発生するそれぞれの悩みについて適時対応し、切れ目のない支援を行うことで、安心して子育てができる社会の実現を目指します。

(3) 地域全体での子育て支援を目指します。

行政、企業、地域活動団体など、多様な担い手が子育て支援を協働して行う社会の実現を目指します。

計画の基本目標

(1) 子育てを地域で支援する子育てサービスの充実

子どもを安心して産み育てられるよう、利用者のニーズを踏まえた保育サービスの充実を図ると共に、子育てをする親同士の交流の場や、子育てについての相談や情報提供サービスなど様々な子育て支援サービスを充実、住民同士の連帯意識の高揚など、地域づくりを推進します。

(2) 親と子どもの健康の確保と増進の支援

少子高齢化、核家族化、女性の社会進出などの諸要因により、子どもを生み育てる環境が変化し、育児不安や親と子の心の関係、思春期等の様々な問題が顕在化してきています。

子育てをする親や子どもの健康のために、保健、福祉、医療の各分野が連携しながら母子保健事業の充実を図ります。

(3) 子どもの学び環境の整備・充実

次代の担い手である子どもが知性に富み、心身ともに健康で、健やかに成長するよう、家庭、保育所・幼稚園、学校、地域社会が連携し、親と子どもが共に学び、共に成長していけるよう、学習機会や活動の場の充実、教育環境の向上に努めていきます。

(4) 仕事と家庭の両立支援

仕事と家庭を両立させたい男女が共に仕事をしながら安心して子育てしていけるようにするためには、男性を含めた働き方の見直しが必要であり、子育ての重要性に配慮した事業所の取り組みが促進されるよう働きかけていくと共に、性別による家庭内の役割分担意識を変えるなど、男性が子育てに積極的に取り組んでいくよう意識の啓発に努めていきます。

(5) 子どもが安全に安心して暮らせる環境整備

子どもを取り巻く環境は厳しさを増し、交通事故、犯罪等の被害が増えてきています。子どもや子育てに優しく安全で安心して生活できるまちにするため、家庭、保育所・幼稚園・学校、関係機関・団体等の連携を強化し、交通安全対策や犯罪被害防止活動を推進するとともに、地域の住環境、道路交通環境の整備と犯罪を未然に防止する安全・安心のまちづくりを推進していきます。

(6) 要支援児へのきめ細かな取り組み

支援が必要な要支援児童家庭へのきめ細かな対応を地域全体でできる体制の確保に向け、要支援児施策の充実を努めます。

(7) 子育て世代の定住促進

少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるため、今後5年間の基本目標と具体的な施策をまとめた「地方版総合戦略」が新たに策定、実施されることになりました。このことを受け、将来の常総市の人口増を図ることを目的として、子育て世代が住みやすい環境となるよう、経済的支援をはじめとする様々な定住促進増加策を充実させて、その実現を目指します。

教育・保育提供区域

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方を記載することとなっています。

本市では、教育・保育提供区域を市全域で1区域と定めます。これにより、通勤途上等居住エリアを超えた施設利用のニーズなどに柔軟に対応していきます。なお、区域内で特定のエリアに事業が偏在することのないよう配慮して、基盤整備を行っていくこととします。

量の見込みと確保方策



教育・保育事業

幼児期の学校教育・保育の量の見込みについて、認定こども園、幼稚園、保育所、認可外保育施設の現在の利用状況に、利用希望を踏まえて、以下の区分で設定します。

区分	対象		該当する施設
1号認定	3-5歳	専業主婦（夫）家庭 短時間就労家庭	認定こども園・幼稚園
2号認定 （教育ニーズ）	3-5歳	共働き等で学校教育の希望が強い家庭	認定こども園・幼稚園
2号認定 （保育ニーズ）	3-5歳	共働き家庭等	認定こども園・保育所
3号認定	0-2歳	共働き家庭等	認定こども園・保育所・地域型保育施設

計画期間における幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）、量の見込みの確保方策及びその実施時期を以下のとおり定めます。

（1）1号認定および2号認定（教育ニーズ）

〔認定こども園・幼稚園〕

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	820	781	756	717	686
②確保方策	1,188	1,213	1,213	1,213	1,213
② - ①	368	432	457	496	527

（2）2号認定（保育ニーズ）

〔認定こども園・保育所〕

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	735	701	678	643	616
②確保方策	721	721	721	721	721
② - ①	-14	20	43	78	105

（3）3号認定

〔認定こども園・保育所・地域型保育施設〕

	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度	
	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳
①量の見込み	68	421	65	401	63	384	61	371	59	358
②確保方策	76	391	76	391	76	391	76	391	76	391
② - ①	8	-30	11	-10	13	7	15	20	17	33

地域子ども・子育て支援事業

事業名		事業の概要	平成31年度 目標事業量
1	利用者支援事業	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。	1か所
2	地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。	8か所
3	妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。	全ての対象者
4	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。	全ての対象者
5	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。	支援が必要な 全てのケース
6	子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。	延べ 125人
7	ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。	在宅福祉サービス 「せいむ」で対応 します
8	一時預かり事業（幼稚園）	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。	延べ 32,560人
	一時預かり事業（幼稚園以外）		延べ 726人
9	延長保育事業	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。	270人
10	病児・病後児保育事業	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。	延べ 720人
11	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	保護者が労働等により昼間家庭にいない就学児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。	1,017人

常総市子ども・子育て支援事業計画 概要版

平成27年度～平成31年度

平成27年3月

発行 常総市

編集 常総市保健福祉部子どもすくすく課

〒303-8501 常総市水海道諏訪町3222番地3

TEL 0297-23-2914

ホームページ <http://www.city.joso.lg.jp/>